

昭和三十年六月二十一日受領
答弁第一五号

(質問の 一五)

内閣衆質第一五号

昭和三十年六月二十一日

内閣総理大臣 鳩山一郎

衆議院議長 益谷秀次殿

衆議院議員並木芳雄君提出復員者に軍隊手帖等返還に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員並木芳雄君提出復員者に軍隊手帖等返還に関する質問に対する答弁書

一 戦車第三師団防空隊所属元陸軍砲兵曹長菅沼寅男氏が復員した昭和二十一年五月当時において、各部隊の携行帰還した書類は、一般に次のように取り扱われていた。

1 留守名簿及び部隊略歴

支那派遣軍残務整理部（昭和二十一年十二月三十一日廃止。残務は、現厚生省未帰還調査部が継承。）を経て第一復員省留守業務部（現厚生省未帰還調査部）へ送付。

2 除隊召集解除者連名簿

支那派遣軍残務整理部を経て各一部を地方世話部（終戦前の聯隊区司令部の継承機関で、現在は各都道府県世話（援護）課）及び第一復員省留守業務部へ送付。

3 戦時名簿及び功績名簿

戦時名簿（正規の戦時名簿のないものは仮戦時名簿を調製）及び功績名簿は、支那派遣軍残

務整理部を経て地方世話部へ送付。

4 軍隊手帖及び恩給書類

上陸地において各個人に返還。

二 留守名簿、部隊略歴及び除隊召集解除者連名簿は、個人毎に区別されていないものである。

三 戦時名簿及び功績名簿は、個人毎になつてはいるが、もとの軍人軍属の身上取扱の基礎資料であるから、現在本籍地の都道府県において保管しており、これを個人には返還しないが、本人の希望により都道府県世話(援護)課において随時閲覧せしめ又は必要ある場合にはその写を調整して交付している。

四 戦車第三師団防空隊第五中隊長陸軍大尉木村義郎及び同人事係陸軍准尉佐藤一布の二氏が、個人に返還すべき軍隊手帖及び恩給書類を支那派遣軍残務整理部へ携行したことは、一般の取扱要領と異なるもので、その書類を如何に処理したかは直接両氏に照会されたい。

なお両氏の復員時における住所は次のとおりである。

陸軍大尉 木村 義郎

本籍地 愛知県幡豆郡西尾町大字徳次二七

帰郷先 同 右

陸軍准尉 佐藤 一布

本籍地 埼玉県北埼玉郡大越村大字外野五七六の一

帰郷先 同 右

又直接厚生省引揚援護局に調査の依頼があれば両氏について調査する。

右答弁する。